

## 大阪府立中河内救命救急センターにおける医療事故の状況について

平成 24 年 4 月 30 日

大阪府立中河内救命救急センターでは、平成 20 年 4 月 1 日に制定しました「大阪府立中河内救命救急センター医療事故公表基準」（以下「公表基準」という。）に基づき、当センターにおいて発生した医療事故について公表することとしています。

公表基準は、府民の皆様には府立の病院の医療情報を積極的に提供することで、医療の透明性を高めるとともに、医療の安全管理に資することを目的に制定したものです。

このたび、平成 22 年度下半期に当センターにおいて発生した医療事故について公表いたします。

### ■ 平成 23 年度 下半期（23 年 10 月～24 年 3 月）医療事故の状況

#### (1) 発生件数（レベル 3 以上）

レベル	患者影響レベルと内容	件数
3	当該行為を原因として、患者のバイタルサインに変化が生じ、新たな治療や処置が必要となった場合	6
4	当該行為等を原因とする後遺症が残る可能性が生じた場合	0
5	当該行為等が原因となって患者が死亡した場合	0
合 計		6

#### ○ 医療事故の定義

医療事故とは、医療に関わる場所で、医療の全過程において発生するすべての人身事故で、次の 2 つに区分される。

##### ① 医療過誤＝過失のある事故

医療事故のうち、医療従事者・医療機関の過失により起きたもの

##### ② 過失のない医療事故

医療従事者・医療機関の過失がないにもかかわらず起きたもの

また、患者や見舞客が廊下で転倒し、負傷した事例のように、医療行為とは直接関係しない施設や設備の使用・管理上の事故も医療事故に含むものとする。

なお、医療従事者が被害を受けたものは、含まない。

(2) 公表する医療事故の内容と患者影響レベル  
 23年度 下半期分 (23年10月～24年3月)

事 故 の 内 容	患者影響レベル			合計
	3	4	5	
薬剤に関する項目				
輸血に関する項目				
治療・処置に関する項目				
医療用具（機器）の使用・管理に関する項目				
ドレーン、チューブ類の使用・管理に関する項目	5			5
検査に関する項目				
治療上の場面に関する項目	1			1
その他				
合 計	6			6